

高砂市指定管理者候補者審査要領

(趣旨)

第1 この要領は、市の公の施設の指定管理者の指定に当たり、公募に応じ指定申請のあった法人その他の団体（以下「申請者」という。）の中から指定管理者候補者を審査するために必要な事項を定めるものとする。

(審査の基準)

第2 審査の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
- (4) 個人情報保護及び情報公開に対する措置が適正に図られること。
- (5) 市民の要望及び苦情並びに安全管理が適正に図られること。
- (6) 事業計画書の内容に対して適正な提案額であること。

(審査の方法)

第3 委員は、第2に規定する基準に基づき施設ごとに定める「指定管理者候補者審査評価表（以下「評価表」という。）」に掲げる各審査項目について、提出された申請書類の内容審査及び聴き取りによる審査により、評価点を算定及びその理由を報告するものとする。

2 評価表の標準型は、別紙のとおりとする。

3 評価表の審査項目及び配点については、各施設の設置目的や機能の特性に応じ施設ごとに追加若しくは削除し、設定するものとする。

(評価表の公表)

第4 評価表は、あらかじめ公表するものとする。

(審査結果等の公表)

第5 審査結果は申請者全員に通知し、審査理由を公表する。ただし、公にすることにより、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は公表しないものとする。

高砂市指定管理者候補者 審査評価表（標準型）

施設名 _____

団体名 _____

基準項目		審査項目	配点	評価点
1	住民の平等利用の確保について	管理運営理念・方針について	5	
		施設利用者の平等利用の確保に対する考え方について	5	
		利用案内、広報活動及び利用者満足度向上への取組みについて	5	
2	事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減について	施設の特徴と活かし方について	5	
		施設の適切な維持管理について	10	
		管理経費の縮減と効率的な運営について (収支予算書への反映も併せて審査)	10	
		サービス向上と利用増進に対する取組みについて (自主事業の企画提案も併せて審査)	5	
		利用料金設定と考え方について	5	
3	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力について	団体の経営状況（管理実績、安定性、信頼性等）について	10	
		業務を安定して行うための必要な人員配置と勤務体制について	10	
		安定した管理を維持するための職員の質の向上の取組み（研修、指導監督）と組織体制について	5	
4	個人情報保護及び情報公開に対する措置について	個人情報の適正な管理及び情報公開に対する措置について	5	
5	市民の要望及び苦情並びに安全管理について	要望・苦情処理、環境配慮及び地域への貢献に対する取組みについて	5	
		防犯、防災、その他事故防止対策と緊急時対応について	5	
6	事業計画書の内容に対しての提案額について	事業計画書の内容に対しての適正な提案額について	10	
合 計			100	

評価点数基準

配点	評 価 点				
	特に劣っている	やや劣っている	普通	やや優れている	特に優れている
5	1	2	3	4	5
10	2	4	6	8	10